

(平成23年2月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から48年3月まで

申立期間については、私の母が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたので、記録を訂正してほしい。母は、「家族の国民年金保険料は、納税組合を通して納付していた。ただ、時期は定かではないものの、娘の国民年金保険料の納付書が別に送付されてきたことがあり、その分は、納税組合を通さずに、郵便局で納付したことがあった。」と述べている。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、4か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、「母が私の国民年金保険料を納付していた。」と述べているところ、申立人の両親は、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している上、一部期間については、付加保険料も納付しているなど、両親の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年5月頃に払い出されたものと推認でき、この時点で、申立期間の国民年金保険料については過年度納付が可能であるところ、申立人の母は、送付された納付書を使って郵便局で納付したと述べており、過年度保険料の納付方法と合致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成9年7月1日から同年10月1日までの期間、11年9月1日から同年10月1日までの期間、12年10月1日から13年6月1日までの期間及び同年7月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額記録については、9年7月から同年9月までは22万円、11年9月は24万円、12年10月から13年5月までは26万円、同年7月から同年9月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

申立人は、申立期間のうち、平成14年4月27日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年7月1日から同年10月1日まで  
② 平成11年9月1日から同年10月1日まで  
③ 平成12年10月1日から13年10月1日まで  
④ 平成14年4月27日から同年5月1日まで

申立期間①、②及び③について、「ねんきん定期便」に記載されている厚生年金保険料額とA社発行の給与明細書に記載されている厚生年金保険料額が相違しているため、記録を訂正してほしい。

また、給与明細書では、平成14年4月の厚生年金保険料が控除されているため、申立期間④について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、申立期間①については22万円、申立期間②については24万円、申立期間③のうち平成12年10月から13年5月までは26万円、同年7月から同年9月までは26万円とすることが妥当である。

また、前述の給与明細書によれば、申立期間③のうち平成13年6月については、オンライン記録上の標準報酬月額が、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額と同額となっていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間④については、申立人が所持するA社に係る給与明細書及び同社から提出された申立人の在籍証明書により、申立人は、申立期間④において、同社に勤務し、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、当該給与明細書の厚生年金保険料控除額及び申立人のA社における平成14年3月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社では、申立人の資格喪失日を誤って平成14年4月27日と届け出たとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。